

【学校感染症（一部抜粋）と出席停止の基準】

令和5年5月8日施行（学校保健安全法施行規則の一部改定による変更）

出席停止のお知らせ

お子さんは、学校保健安全法第19条に基づいて、出席停止の扱いになります。医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお「出席停止」は欠席扱いにはなりませんので、安心してご家庭で療養してください。医師より、**登校の許可がおりましたら下記の報告書を保護者の責任において記入、押印の上、学校に提出してください。（医師に記入を依頼すると、費用がかかります。保護者が記入していただいても構いません。）**

下記の報告書は保護者の方が御記入ください。

※ただし、登校時には医師の許可を必ず受け、出席停止期間を守ってください。（右側に参考資料あり）

登校許可報告書

青梅市立河辺小学校長殿

学年・学級	年 組
児童氏名	
病 名	
自宅での療養期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
受診した医療機関名	

上記医療機関より登校許可がありましたので報告します。

令和 年 月 日
保護者氏名

印

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	※	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の主張が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他 の 感 染 症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A・E型のみ
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	

※第1種については、学校保健法で御確認ください。

☆お願い☆

学校感染症に罹った場合は、基準を満たすまでは、登校をしないでください。